

平成 24 年度エコアクション 2 1 認証・登録制度 事業計画書 (平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日)

．事業の目的

平成 16 年 10 月から開始した「エコアクション 2 1 認証・登録制度」(以下「本制度」という。)は、制度の運用開始以来、これまでに約 7,000 を超える事業者を認証・登録し、現在では、中小事業者を主な対象とする我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的な認知を受けている。

平成 24 年度は、一般財団法人持続性推進機構(以下「本機構」という。)が本制度の事業継承を受けて 2 年目であり、本機構が策定した「エコアクション 2 1 認証・登録制度の実施に係る中期的な事業計画(以下「中期事業計画」という)」に基づき、エコアクション 2 1 の更なる発展、改善を目指すこととする。

．事業状況の想定

認証・登録事業者数：新規 1,200 件、更新 3,000 件、累計 8,300 件
審査人認定及び更新：新規 40 名、更新 150 名(資格失効：15 名) 継続：682 名、
累計：857 名

地域事務局認定及び更新：新規 2 団体、更新 54 団体、累計 56 事務局

自治体イニシアティブ：参加事業者数 345 件

関係企業グリーン化：参加事業者数 550 件

大学イニシアティブ：参加事業者数 5 件

．事業の内容

(1) 基本事業

運営委員会、審査人認定委員会、判定委員会の開催

運営委員会を 2 回、審査人認定委員会を 1 回開催する。判定委員会は、毎月 2 回の開催とする。

第 1 回運営委員会においては、23 年度決算、中期事業計画に基づく公平性委員会及び制度の改革のための委員会の設置等について審議する。

第 2 回運営委員会においては、24 年度の事業報告案、平成 25 年度の事業計画案及び収支予算案について審議する。

審査人認定委員会においては、24 年度の審査人認定に係わる二次試験の筆記試験問題について審議する。

判定委員会においては、地域事務局から報告のあった事業者の審査及び判定結果について、最終的な認証・登録の可否を審議する。

地域事務局の認定

申請に基づき、地域事務局がない県を中心に、事前ヒアリング、現地調査を行い、その結果について運営委員会で審議し、認定し登録する。

エコアクション21 審査人試験の実施及び審査人の認定

審査人試験の受験者の募集を行い、一次試験（書面試験）、二次試験（筆記試験）、三次試験（面接試験）を実施し、合格者に対して講習会を実施し、認定し登録する。

平成 18・21 年度に認定した審査人の資格更新を行う。

事業者の認証・登録業務

審査人の審査報告書等について、地域事務局及び中央事務局判定委員会の審議結果に基づき、ガイドラインに適合した事業者を認証し登録する。

自治体イニシアティブ・プログラムの実施

自治体イニシアティブ・プログラムを実施し、エコアクション21の普及促進を図る。
30自治体、345事業者の参加を想定する。

関係企業グリーン化プログラムの実施

関係企業グリーン化プログラムを実施し、エコアクション21の普及促進を図る。35団体、550事業者の参加を想定する。

大学イニシアティブ・プログラムの実施

大学イニシアティブ・プログラムを実施し、エコアクション21の普及促進を図る。
1大学、5事業者の参加を想定する。

全国交流研修大会の開催

審査人、地域事務局関係者等を対象とした「エコアクション21全国交流研修大会」を、全国各地域の持ち回りで開催する。

24年度は岡山県岡山市で開催（10月26～27日）する。

審査人研修の開催

一定の要件を満たす地域事務局（単独又は近隣事務局での協同）主催の審査人力量向上研修会の開催を支援する。

地域事務局責任者会議の開催

中央事務局と地域事務局間での情報交換等を目的に、地域事務局責任者全国会議を全国交流研修大会に合わせて開催する。またブロック毎にブロック会議を開催することとし、その会議の事務局を努める地域事務局の責任者を幹事とし、事務局運営費を補助す

る。さらにブロック会議の幹事を招集したブロック幹事会議を開催する。

業種別ガイドライン（産業廃棄物処理業者向け）に係る事業者向け説明会の開催
業種別ガイドラインの改訂に係る事業者説明会を地域事務局と共催で開催する。全国8カ所程度で開催する。

地域事務局研修会の開催

新規に認定した地域事務局（認定予定を含む）及び新任の地域事務局担当者を対象とした研修会を開催する。

環境コミュニケーション大賞への協力

環境省及び財団法人地球・人間環境フォーラムの主催する「環境コミュニケーション大賞」の「環境活動レポート部門」の選考に協力する。

（２）新規事業

改革提言の実施のための委員会の開催

「エコアクション21認証・登録制度の新たな発展に向けて(提言)(以下「改革提言」という。)」の着実な実施に向けて、これを推進検討するための委員会及び必要に応じてWGを設置し、改革に着手する。

<具体的な検討課題>

中央事務局の信頼性確保のための仕組みについて
地域事務局の信頼性確保のための仕組みについて
審査人の力量評価の基準及びその仕組みについて
審査人の選任の仕組みについて
審査人の力量向上の仕組みについて
認証取得事業者へのフォローアップの仕組みについて 等

公平性委員会の設置

公平性委員会を設置するとともに、公平性委員会が実施する監査等に関する規程を整備し、第1回の監査を受審する。

自治体及び大手企業、金融機関向けセミナー等の開催

エコアクション21の更なる普及を図るため、自治体向けに「エコアクション21を活用した地域づくり」について、大手企業、金融機関向けには「エコアクション21を活用したサプライチェーンマネジメント」をテーマとしたセミナー等を開催する。

関係省庁、関係団体等との連携強化

業種別ガイドラインの策定にあたって、これまでも農林水産省、国土交通省、環境省廃棄物・リサイクル対策部等と連携・協働を行ってきたが、今後は、その普及においても関係省庁及びその関係団体等との連携を強化することにより、より一層の普及を図っていく。具体的には、建設事業者については、国土交通省の経営事項審査の基準にエコアクション21を加えるよう要請するとともに建設業協同組合連合会と協働でセミナーを開催する、産業廃棄物処理事業者については(社)全国産業廃棄物連合会と協働でセミナーを開催する等、各種団体と普及プログラムの協働実施を行っていく。

エコアクション21と国内クレジット制度の連携のあり方の検討

国内クレジット制度の「プログラム型排出削減事業」を活用して、複数のエコアクション21認証取得事業者による国内クレジット取得について、そのあり方等を検討し、可能な範囲でモデルプロジェクトを実施する。

ベトナムのダンナン市におけるエコアクション21認証・渡鹿制度の普及等

ベトナムのダンナン市のエコアクション21の認証取得及び市内事業者を対象としたパイロット事業の実施等について、中央事務局スタッフ及び審査人等の派遣、セミナーの開催等の必要な協力を環境省と連携し実施する。

内部監査マニュアルの作成

現在のエコアクション21の取組をより充実発展させるため、「エコアクション21内部監査マニュアル(仮称)」を策定する。

中央事務局判定委員会の判例集の作成

中央事務局の判定委員会で審議された内容について、判例集として取りまとめ、審査人及び地域事務局を対象に情報提供を行う。

事務処理システムの整備

認証・登録数の増加に対応し、これまでの手作業中心の事務処理システムを見直し、独自のデータベースの開発を含むシステム整備を図る。